



平成 25 年 5 月 21 日

各位

会社名 株式会社宇徳
代表者名 代表取締役社長 外園 賢治
(コード番号 9358 東証第一部)
問合せ先 常務取締役総合企画部長 杉山 伸幸
(TEL. 03-5769-3797)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催の当社第 146 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 24 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 42 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、変更案第 24 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

別表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）

以上

(別表)

下線部分が変更点

現行	変更 (案)
<p>(新設)</p> <p>第 <u>24</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 <u>24</u> 条 <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 <u>25</u> 条 ～ 第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 <u>43</u> 条 ～ 第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p>